

令和2年5月15日

保護者の皆様

荒川区教育委員会
荒川区立第六瑞光小学校
校長 佐野 実

児童用タブレット端末の貸出について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言の延長を受け、児童の家庭における学習等を支援するため、タブレット端末の臨時の貸出を以下のとおり実施いたします。

記

1 貸出対象者

ご家庭においてインターネットへの接続環境はあるが、児童が使用する端末（スマートフォン、タブレット端末、パソコンなど）を保有していないご家庭

※児童が、家庭での学習のために、何らかの形で利用できるスマートフォン等がある場合は、タブレット端末の貸出の対象者とはなりません。

※インターネットへの接続環境がないご家庭に対しては、モバイルルーターを貸し出す予定ですが、現在はモバイルルーターの調達中となります。モバイルルーターの貸出しにつきましては、機器が調達でき次第、改めてご案内させていただきます。

2 申請手続・受取方法

- 端末の準備の都合上、ご希望の方は事前に学校までお電話ください。
- 貸出申込書をご記入の上、学校まで受け取りにおいでください。
(申込書は学校にも用意しておきますので、来校時にお書きいただくこともできます。)
- 5月18日(月) 14:00以降、貸出ができます。
19日(火)からは8:30~16:30の間、ご対応できるようになります。
- 原則として保護者の方が学校まで受け取りに来ていただくようお願いします。
(保護者の方のご都合が悪い場合には児童が取りに来ることも可能です。その際、保護者が記入した貸出申込書を持参するようにしてください。)
- 裏面の「タブレット端末の貸出に伴う留意事項について」をご確認いただき、ご同意の上でお申込みいただきますようお願いいたします。

3 申請期限

令和2年5月22日(金)

4 貸出物品

タブレット端末、電源コード

5 貸出予定期間

新型コロナウイルス感染症対策として実施する休校等の措置が終了する日まで
(裏面もご確認ください。)

タブレット端末の貸出に伴う留意事項について

タブレット端末を有効にご活用いただくため、以下の点について、各家庭でご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

- 1 別紙「ご家庭におけるタブレット端末のログイン方法」に従ってログインしてください。
- 2 タブレット端末のインターネット接続方法について

ご家庭でインターネットを接続する場合は、別紙「インターネットへの接続方法」をご参照ください。

なお、ご家庭におけるインターネット環境ですと、使用できないアプリケーションがあります（デスクトップにある東京ベーシックドリル、ActiveSchool 等）。あらかじめご了承ください。

3 貸出に当たっての注意事項

- (1) 家庭学習を行うための貸出であることから、目的外で使うことがないように、各ご家庭で管理の徹底をお願いします。
- (2) 今回の貸出では、タブレット端末からインターネットに接続して、ホームページや学習支援コンテンツを活用することができます。オンライン型の授業につきましては現在準備をすすめております。環境が整い次第、改めてご案内いたします。
- (3) 学校外のネットワーク環境への接続となるため、校内で適用されるフィルタリングが機能しません。基本的に全てのサイトが閲覧可能になりますので、そのリスクに十分ご留意いただき、保護者の方による使用状況の定期的な確認、十分な管理・監督をお願いいたします。
- (4) ご家庭のインターネットに接続した場合、通信費の負担は、ご家庭での負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (5) 本端末は貸し出したものであり、紛失・破損することも考えられます。場合によっては、弁済いただく可能性もありますので、使用には十分ご注意ください。